

千葉県告示第44号

千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号）第26条第1項の規定により、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を次のように定める。

平成31年1月25日

千葉市長 熊谷俊人

口頭による開示請求を行うことができる個人情報の項目			口頭による開示請求を行うことができる期間	口頭による開示請求を行うことができる場所
名称	開示対象者	開示する内容		
平成30年度 千葉市職員 （特定任期付 職員）採用選 考試験（動物 公園長）	第一次選考不 合格者及び第 二次選考受験 者	試験の得点、 順位及び合格 最低点	結果通知日か ら一か月間	都市局 都市総務課